

防犯カメラ取付基準

1. 適用
2. 取付設置可能な設備
3. 取付条件
4. 取付位置・地表上の高さ
5. 離隔距離
6. 取付方法
7. 接地
8. 電源線等の取付
9. 標識の取付
10. 基準に定めていない事項の取り扱い

(適用)

1. 本基準は、中国電力ネットワーク株式会社（以下「中国電力ネットワーク」という。）の電柱に、電力サポート中国により定める共架契約約款（2023年4月1日 制定、以下「約款」という。）に同意した者※（以下「申込者」という。）が行う防犯カメラ、防犯カメラ取付金物（以下「取付金物」という。）および付属配線（以下総称して「防犯カメラ等」という。）を取り付ける工事に適用する。

※ 行政機関または一定の条件を満たす事業者を連帯保証人とする公共組織（自治会・町内会等）をいう。

(取付設置可能な設備)

2. 中国電力ネットワークの電柱に取付可能な防犯カメラ関連設備は、防犯カメラ、取付金物、附帯ボックス、電源線、通信線および接地線とする。

(取付条件)

3. 防犯カメラ等の取付条件は、原則、次のとおりとする。
 - (1) 電柱移設時等に即応できる工事体制等を申込者が整えていること。
 - (2) 防犯カメラ等の保守・保安体制を申込者が整えていること。
 - (3) 防犯カメラ等を取付けることにより昇降空間が確保できなくなる電柱でないこと。
 - (4) 中国電力ネットワークの作業および昇降に著しく支障の生じる恐れのある電柱でないこと。
 - (5) 5年以内に地中化計画がない地域であること。ただし、申込者との協議により地中化工事開始前の期間に限定した取付となる場合は、この限りではない。
 - (6) 中国電力ネットワークの移設工事等が予定されていないこと。ただし、申込者との協議により移設工事等の開始前の期間に限定した取付となる場合は、この限りではない。

(取付位置・地表上の高さ)

4. 取付金物に取り付ける防犯カメラ、附帯ボックス、電源線および通信線の取付位置および地表上の高さは次のとおりとする。
 - (1) 防犯カメラの取付位置は、最下段の通信線の下方とする。
 - (2) 防犯カメラ、附帯ボックス、電源線および通信線の上端において、地表上 5.2 m 以下かつ最下段の通信線から 20 cm 以上下方とする。
 - (3) 防犯カメラ、附帯ボックス、電源線および通信線の下端において、地表上 4.5 m 以上とする。ただし、交通等に支障のない場合は、地表上 3.0 m 以上とすることができる。

(離隔距離)

5. 中国電力ネットワークの設備と防犯カメラ、取付金物および通信線の離隔距離は第1表による。

第1表 離隔距離

(単位：m)

電力設備		離隔距離	備 考
電圧	電線の種類		
低圧	高圧絶縁電線 特別高圧電線 ケーブル	0.30 以上	
	低圧絶縁電線	0.75 以上	中国電力ネットワークの承諾を得た場合は 0.60 以上
高圧	ケーブル	0.50 以上	中国電力ネットワークの承諾を得た場合は 0.30 以上
	高圧絶縁電線	1.50 以上	中国電力ネットワークの承諾を得た場合は 1.00 以上
保安通信線 配電用遠制ケーブル		0.30 以上	中国電力ネットワークの承諾を得た場合はこの限りでない

- (備考) 1. 電線は高低圧ともに引込線を含む。
2. 低圧の電力設備には引込線関係設備（アームタイを除く）を含む。
3. 高圧の電力設備には変圧器関係設備（アームタイを除く）を含む。

(取付方法)

6. 防犯カメラ等の取付方法は次のとおりとする。
- (1) 防犯カメラは、取付金物により電柱に堅ろうに取り付けるものとし、取付金物の上部に中国電力ネットワークおよび電柱に通信線等を共架・取付をしている第三者（以下「共架者等」という。）の作業者が乗った場合の荷重にも十分耐えるものであること。
 - (2) 防犯カメラおよび附帯ボックスは取付金物により電柱表面から 40 cm 以上離して取り付けること。なお、防犯カメラと附帯ボックスは同一の取付金物に取り付けること。
ただし、街路灯と一体となった防犯カメラに関して、取付金物を使用せずに電柱への直付けをする際は、昇降空間を確保し、中国電力ネットワークの業務運営に支障とならないよう取り付けること。
 - (3) 防犯カメラ、附帯ボックスおよび取付金物は、電柱が道路の民地側に建柱されている場合には電柱の道路側、また、歩車道の区分があつて、その境界に建柱されている場合は車道側、線路方向に対し、原則として 90 度の位置に取り付けること。
 - (4) 防犯カメラおよび附帯ボックスを共架者等の既設設備に近接して取り付ける場合は、申込者が当該既設設備の所有者の承諾を得ること。
 - (5) 申込者が取り付ける電源線および通信線は、中国電力ネットワークおよび共架者等の保守・工事等の通常の作業時において想定される荷重に対し、必要な防護措置を申込者で講じること。

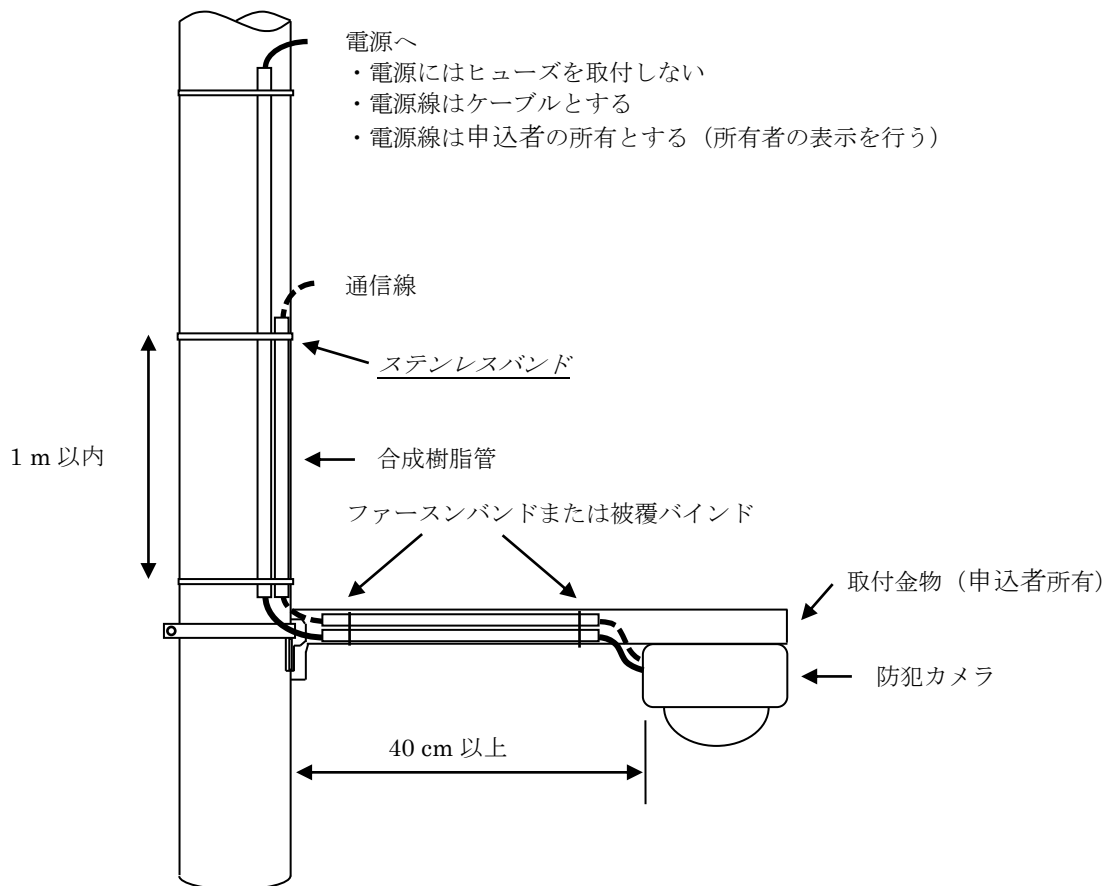
(接地)

7. 防犯カメラに接地を施す場合は、次により行う。

- (1) 防犯カメラの接地線は、中国電力ネットワークの接地線と共用してはならない。
また、防犯カメラの接地極と中国電力ネットワークの接地極とは相互 1 m 以上離さなければならない。
- (2) 接地線には 1.6 mm の 600 V ビニル絶縁電線または同等以上のものを使用し、地表上 2 m までを合成樹脂管で保護する。
なお、合成樹脂管は、1 m おきに樹脂バンド等で電柱に固定する。

(電源線等の取付)

8. 防犯カメラの電源線等の取付は、次により行う。



(標識の取付)

9. 申込者は、防犯カメラ等に地上から容易に所有者が識別できる表示を行う。

(基準に定めていない事項の取扱い)

10. 本取付基準に定めていない事項で、疑義が生じた場合は、関係法規を基準としてその都度協議のうえ決定する。